



## 地震と不法行為責任

弁護士 青木 一雄

近時、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など大きな地震が発生しており、どこに地震が発生するのか予想が困難であり、国民の多くが地震に不安をもっています。そこで今回は、地震によって自己所有の建物の一部、建物の屋根瓦、壁などやブロック塀などが壊れ、それによって人に損害を与えた場合のその所有者の不法行為責任について説明します。この場合適用される法律は民法717条の土地の工作物等の所有者の責任に関する規定です。この規定では、土地の工作物の設置または保存に瑕疵があるときは、所有者は無過失でも責任を負わなければならない、所有者には重い責任が課せられています。問題となるのは、「設置・保存の瑕疵（欠陥）があるか否か」「安全性を欠いているか否か」です。ブロック塀を例にとります。

ブロック塀では、通常発生することが予想される地震に耐えうる安全性があるか否かです。そして、その安全性については、地震の規模ばかりでなく、建てられている地盤、地質の状況、構造、施工方法、管理状況を総合して判断されます。

一般的に地震の規模については、震度5までの地震に耐えうるものであれば安全性を有していると判断されています。従って、一般的には震度6以上の地震であれば責任がないこととなります。しかし、個々の状況を見た場合、地震発生以前にブロック塀が一部損壊し危険が予想されたケース、地盤、地質から見て、不完全な施工方法により作られたケース、宅地造成規制法や砂防法による指定区域において、同法の定める強度を満たしていないケースでは、震度5以下の地震であっても責任を負う場合があります。

また、他方、震度6や7の地震であれば、損壊により人に損害を与えても責任は全く負わないかというところとは言い切れません。一般的には、地裁の判例では、震度6から7の場合には所有者の責任を認めておりません。しかし、手抜き工事や行政法規違反があったことが原因で震度6から7の地震によって損壊が生じ、人に損害を与えた場合は、土地・建物の所有者等に責任を負わせることがあります。

地震のことを考えると、普段から、ブロック塀などの工作物については、少なくとも震度5の地震には耐えられる程度の設置と保存を心がけることが必要です。